

令和6年6月28日

管内旅客・貨物自動車運送事業者 各位

東北運輸局宮城運輸支局長

交通事故防止に向けた安全輸送・確保の徹底について（依頼）

標記について、令和6年度第1四半期における事業用自動車の交通事故の発生状況は、約20件に達し、特に、死亡事故に関しては、5件発生と管内において社会的影響の大きい事故が相次いで発生しており、今後、多客期や物流活性化に向け憂慮すべき事態となっています。

事業用事業者における輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、運送事業の社会的信頼を維持確保するために最も重要なことでもあります。

特に、アフターコロナであっても、エッセンシャルワーカーとして国民生活の基盤として人流・物流を支え、また、観光需要も含む社会経済活動を支えている産業として広く認知されていることから、社会的影響の大きい交通事故等が発生した場合、各種業界の信頼性の失墜にもつながりかねません。

宮城運輸支局管内旅客・貨物自動車運送事業者におかれましては、自動車運送事業の根幹である安全最優先の意識のもと、事業用自動車の関係する各種法令、事故や違反等の再発防止、事例の検証分析などを踏まえ下記事項を遵守しつつ、交通事故防止に向けた安全輸送・確保を徹底していただくようお願いします。

記

○運行管理の徹底・再確認

- ・運転手の健康管理、過労防止等配車計画の徹底
- ・制限速度、誘導者含む車間距離、横断歩道・交差点での歩行者保護の徹底
- ・スマホ（わきみ運転）禁止、バックミラー・モニターの作動確認

○点呼実施の徹底・再確認

- ・交通渋滞等事故発生の乗務員への周知徹底
- ・乗務前、後点呼での運転手の健康状態把握
- ・アルコール検知器による飲酒有無の確実な把握、記録

以上